

暮らし・募集

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、指導・助言などをします。
時・場 7月13日(土)午前9時30分～午後0時30分・田無庁舎1階
対 市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅
 ※原則、昭和56年5月31日以前の建築
定 8人(申込順) ※1人40分程度
申 7月10日(水)までに電話で下記へ
相 相談員 住みよい町をつくる会
住 住宅課 電話 042-438-4052

道路へ張り出した樹木や雑草の伐採をお願いします

私有地から道路や歩道への倒木、枝の張り出しにより、通行の支障になっている所が見られます。これらが原因で、車両や歩行者に事故が発生した際に、当該樹木の所有者の責任を問われる場合がありますので、樹木の伐採または枝払いをお願いします。特に、強風や大雨の後は注意するようご協力をお願いします。
 また、雑草についても、同様に管理をお願いします。
作 作業時の注意点
 電線や電話線のある場所での作業は危険を伴いますので、事前に最寄りの東京電力パワーグリッドまたはNTTに連

絡してください。作業に当たっては通行車両、自転車および歩行者の安全確保と作業中の事故に注意してください。
道 路管理課 電話 042-438-4055

はなバス第4北・南ルート花小金井駅北口周辺におけるイベント開催中の乗降

7月13日(土)と7月14日(日)の午後5時から午後9時まで花小金井駅北口周辺でイベントが開催されるため、花小金井駅までの運行ができません。イベント開催中における14番小平合同庁舎と15番花小金井駅のバス停での乗降は、小平合同庁舎北側の青梅街道上に設置する臨時バス停からとなります。当日の運行は、下図・市HP・バス停の掲示物をご覧ください。

第4北・南ルート花小金井駅北口周辺におけるイベント開催中の乗降



都市計画課 電話 042-438-4050

地域公共交通会議市民委員

市内公共交通などの検討・西東京市交通計画の進行管理
資 格・人数 在住・在勤・在学で18歳以上の方・2人
任 期 令和元年8月1日から2年間
会 議数 年2～4回程度(平日開催)
謝 礼 1回 2,000円
申 7月16日(火)(必着)までに、作文「西東京市の公共交通について」(800字以内)に住所・氏名・生年月日・電話番号・職業を明記し、〒202-8555市役所都市計画課(保谷庁舎5階)へ郵送・メールまたは持参
都 市計画課 電話 042-438-4050
 toshikei@city.nishitokyo.lg.jp

公民館保育員募集

資 格 次のいずれかに当てはまる方
 ●保育士資格を有する ●幼稚園教諭免許を有する ●乳幼児保育業務に携わった経験が3年以上ある ●乳幼児の育児または養育の経験がおおむね6年以上ある ●保育員としての経験がおおむね1年以上ある
人 数 若干名
報 酬 1,150円(時給)
選 考方法 面接(7月27日(土))
募 集要項 7月1日(月)～18日(木)に、柳沢公民館・職員課(田無庁舎5階)・市HPで配布
申 7月18日(木)午後5時までに下記へ

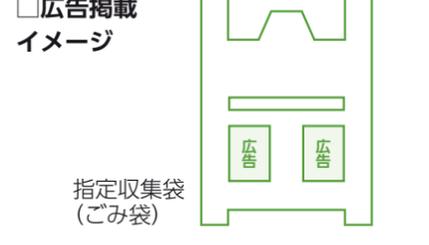
※詳細は、募集要項をご覧ください。
 柳沢公民館 電話 042-464-8211

市の指定収集袋(ごみ袋)に掲載する広告

家庭ごみの排出に使用する指定収集袋(ごみ袋)に掲載する広告を企業や事業者の方から募集します。
 この広告掲載事業は、市の財源確保と地域の産業振興を目的としています。

募集内容	
掲載対象	可燃・不燃ごみ兼用袋
掲載位置	指定収集袋の表面下部に1色で印刷
掲載枠・掲載料	1枚につき2枠の広告を掲載 中袋(20ℓ)：縦130mm×横120mm…7万円 大袋(40ℓ)：縦180mm×横170mm…10万円
掲載枚数	各袋とも50万枚(販売が完了した時点で掲載終了)
掲載	12月(予定)

申 7月1日(月)～16日(火)に、広告掲載申込書・会社概要など業種が分かる書類・広告案を下記へ持参
 ※詳細は市HPをご覧ください。
ご み減量推進課 電話 042-438-4043



児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請を

支給要件に該当し、まだ申請していない方は、子育て支援課(田無庁舎1階)で申請手続きをしてください。 ▶子育て支援課 電話 042-460-9840

児童扶養手当

対 次のいずれかの状態にある児童*1を養育する方(公的年金の受給額により受給可能な場合あり)
 ●父母が離婚
 ●父または母が死亡または生死不明
 ●父または母に重度の障害がある
 ●婚姻によらない出生など
※1 18歳に達した日の属する年度の3月31日までに(一定の障害がある場合は20歳未満)
 ※詳細はお問い合わせください。
支 給制限 児童が次の状態にある場合は該当しません。
 ●里親に委託または児童福祉施設などに入所
 ●請求者以外の父または母と同一生計
 ●父または母の配偶者(事実上の配偶者*2を含む)と同一生計
 ●請求者または児童が日本に住所を有しない場合

特別児童扶養手当

対 20歳未満の中・重度の障害(おおむね身体障害者手帳1～3級、下肢の4級の一部程度、愛の手帳1～3度程度およびこれらと同程度以上の内部障害または精神障害、発達障害)のある児童を養育している父、母または養育者
 ※手帳をお持ちでなくても、指定の診断書により申請することができます。
 ※児童が児童福祉施設などに入所している場合や児童の障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができる場合は支給されません。
手 当の支給月 申請日の翌月分から支給を開始し、年3回(4月・8月・11月)に各4カ月分を支払います。
支 給金額 単位：円

児童数	手当額	
	1級	2級
1人につき	5万2,200	3万4,770

各 手当共通
所 得制限 受給者本人および同居の扶養義務者等の所得制限(別表1・2参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。
注 意 手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届出をしないで手当を受給した場合は、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただきます。また、偽りや不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されることがあります。

別表1 令和元年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額表
 (平成30年中の所得・令和元年11月～令和2年10月分、
 特別児童扶養手当：令和元年8月～令和2年7月分の手当に適用) 単位：円

扶養親族の数	児童扶養手当		特別児童扶養手当		
	本人	孤児などの養育者・配偶者・扶養義務者	本人	配偶者・扶養義務者	
0人	49万	192万	236万	459万6,000	628万7,000
1人	87万	230万	274万	497万6,000	653万6,000
2人	125万	268万	312万	535万6,000	674万9,000
3人	163万	306万	350万	573万6,000	696万2,000
4人以上	1人につき加算38万			1人につき加算21万3,000	
1人につき加算	16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族 15万	老人扶養6万(老人扶養のみの場合は、2人目から)	16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族 25万	老人扶養6万(老人扶養のみの場合は、2人目から)	
	老人扶養10万		老人扶養10万		

※児童扶養手当の受給者が父または母の場合、監護する児童の母または父から、受給者または児童が受け取る養育費は、その金額の8割が受給者の所得として取扱われます。

別表2 所得から控除できる額 単位：円

種別	児童扶養手当		特別児童扶養手当
	受給者(父または母)	受給者(養育者)配偶者・扶養義務者	本人・配偶者等共通
社会保険料相当額	8万		
障害・勤労学生控除	27万		
特別障害者控除	40万		
寡婦(夫)控除	0	27万	※27万
寡婦特別加算控除	0	8万	8万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額		

※配偶者は寡婦(夫)控除なし